


所管部課	総務部 職員課	部長	阿部 晴彦	
件名	東大和市特定事業主行動計画（第4期）について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則 東大和市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>「東大和市特定事業主行動計画（第3期）」及び「東大和市における女性職員の活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画」の計画期間満了に伴い、両計画を一体化して東大和市特定事業主行動計画（第4期）を策定するものである。</p> <p>策定に当たっては、第3期計画と同様に、東大和市特定事業主行動計画策定等委員会及び東大和市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画策定等委員会において検討するとともに、議長、教育委員会、選挙管理委員会、代表監査委員の各特定事業主への意見聴取を行い、連名で策定するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 2つの計画の一体化 イ 男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率の目標値設定 ウ 男性職員の育児休業取得率の目標値の見直し エ 目標達成のための取組の見直し <p>(2) 計画期間 令和2年度から令和6年度までの5年間</p> <p>(3) 影響及び効果 職員の仕事と生活の調和を図り、能力を発揮できる職場づくりを進めることができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 令和元年12月 特定事業主行動計画（第3期）の取組状況調査</p> <p>(2) 令和2年 1月 第1回特定事業主行動計画策定等委員会 第2回特定事業主行動計画策定等委員会</p> <p>(3) 令和2年 2月 各特定事業主への意見聴取</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議後、速やかに策定の事務を進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。